

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町野球場使用料徴収条例第 4 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町野球場使用料徴収条例第 4 条 美郷町野球場管理規則第 6 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町野球場使用料徴収条例 （使用料の還付）</p> <p>第 4 条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由により使用できなくなったときその他町長が特別の理由があると認める場合においては、その全部又は一部を美郷町野球場使用料還付請求書（様式第 1 号）により還付することができる。</p> <p>○美郷町野球場管理規則 （使用料の還付）</p> <p>第 6 条 徴収条例第 4 条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料の還付条件及び還付額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 災害、降雨その他使用者の責めに帰することができない不可効力の理由により使用できなくなった場合は、既納付額の全額</p> <p>（2） 施設の管理上特にその必要性があると認め、使用許可を取消した場合は、既納付額の全額</p> <p>（3） 施設の使用を許可された者の都合により使用日の 14 日前までに取消しの届出があった場合は、既納付額の全額</p> <p>（4） 施設の使用を許可された者の都合により使用日の 7 日前までに取消しの届出があった場合は、既納付額の 2 分の 1 の額</p>
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>7 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の免除
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町野球場使用料徴収条例第 5 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町野球場使用料徴収条例第 5 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町野球場使用料徴収条例 （使用料の免除） 第 5 条 次の各号に該当する場合は使用料を免除する。使用料の免除を受けようとする者は、美郷町野球場使用料免除申請書（様式第 2 号）により承認を受けなければならない。
	(1) 官公署及び教育機関が公のため使用する場合 (2) 町内の小中学校等が使用する場で、その使用について教育長が承認したもの (3) 町の後援を受けた団体が使用する場合 (4) 町長が特に必要と認めた場合
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日